

一般財団法人 リスクマネジメント協会 会員規定

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人リスクマネジメント協会（以下、協会という）定款第1章総則に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 会員は、会員資格に伴う権利として、次の特典を受けることができる。

- (1) 取得したリスクマネジメント資格の認定、資格保有者としての登録
- (2) 協会が発行する情報誌
- (3) ホームページ会員サイトおよびデータベースの使用
- (4) 協会が主催するセミナー、講演会等各種行事への無料または特別価格による参加
- (5) セミナー等講師の紹介

(会員の義務)

第3条 会員は定款第7条の規定による入会金ならびに会費等を納めなければならない。

- 2 会員は、この規定ほか、法令、定款および理事会の定めるその他規定・細則等を順守しなければならない
- 3 会員は、住所、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに書面またはメール、協会ホームページにて協会へ届け出なければならない。

(入会金と会費等)

第4条 会員は、その種別に従い次の入会金および会費等を納めなければならない。

- | | | | | |
|-----------|-----|---------|-----|----------|
| (1) 個人正会員 | 入会金 | 11,000円 | 年会費 | 13,200円 |
| (2) 個人準会員 | 入会金 | 5,500円 | 年会費 | 6,600円 |
| (3) 法人会員 | 入会金 | 33,000円 | 年会費 | 132,000円 |

ただし、法人会員年会費には、米国RIMSの会費を含むものとする。

- 2 年会費は、入会登録が完了した月から1年分を先払いするものとし、途中で退会または会員権利を剥奪された場合でも、定款第1章13条(拠出金の不返還)に基づき、返還しないものとする。
- 3 年会費は、会員が会員情報登録の変更を怠り協会が発信する情報が届かない場合でも、定款第1章13条(拠出金の不返還)に基づき、返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員が次の各号のひとつに該当するにいたった時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき

- (2) 本人の死亡、または法人正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、6 ヶ月以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(会員資格の一時休止)

第6条 会員は、2年間の上限とし会員資格を一時休止することができる。2年間を超える場合は、原則として取得資格を再度受験し、合格することを必要とする。ただし、海外転勤等理事会の認める理由で会員資格を一時休止する場合は、この限りではないものとする。

- 2 会員資格の一時休止期間中の年会費は、免除とする。
- 3 会員は、会員資格の一時休止期間中は協会からの情報等を受けることができない。
- 4 会員は、会員資格の一時休止を終了し、協会会員として復帰する場合は、協会が定める届出を提出し、年会費を納めることにより、会費納入翌月を会員更新月として復帰することができる。

(退 会)

第7条 会員は、協会が定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

附 則 この会員規定は、平成26年4月1日から実施する。